

議第46号

高山市営住宅条例等の一部を改正する条例について

高山市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年6月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の改正等に伴い改正しようとする。

高山市営住宅条例等の一部を改正する条例

(高山市営住宅条例の一部改正)

第1条 高山市営住宅条例（平成9年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>同居親族等</u> <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。</u></p>
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下第13条において同じ。）</u>があること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>同居親族等</u>があること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

<p>2～4 (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した<u>親族</u>以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。ただし、同居しようとする者が暴力団員である場合は承認しない。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第12条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した<u>者</u>以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。ただし、同居しようとする者が暴力団員である場合は承認しない。</p>
--	---

(高山市特定市営住宅管理条例の一部改正)

第2条 高山市特定市営住宅管理条例（平成7年高山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）<u>第1条第3号</u>の規定により算出した額をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第20条 特定市営住宅の入居者が死亡し、又はその<u>同居の親族</u>を残して退去した場合において、当該<u>同居の親族</u>が引き続き当該特定市営住宅に入居しようとするときは、承継の理由となるべき事実発生後30日以内に規則で定めるところにより承認を受けなければならない。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）<u>第1条第4号</u>の規定により算出した額をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(入居の承継)</p> <p>第20条 特定市営住宅の入居者が死亡し、又はその<u>同居者</u>を残して退去した場合において、当該<u>同居者</u>が引き続き当該特定市営住宅に入居しようとするときは、承継の理由となるべき事実発生後30日以内に規則で定めるところにより承認を受けなければならない。</p>

(高山市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正)

第3条 高山市特定公共賃貸住宅管理条例（平成8年高山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）<u>第1条第3号</u>の規定により算出した額をいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）<u>第1条第4号</u>の規定により算出した額をいう。</p> <p>(3) <u>同居親族等</u> <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。</u></p>
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）</u>があること。ただし、<u>同居親族のない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅に入居する場合にあっては、この限りではない。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>同居親族等があること。ただし、同居親族等のない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅に入居する場合にあっては、この限りではない。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>

(入居の承継)

第25条 特定公共賃貸住宅の入居者が死亡し、又はその同居の親族を残して退去した場合において、当該同居の親族が引き続き当該特定公共賃貸住宅に入居しようとするときは、承継の理由となるべき事実発生後30日以内に規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

(入居の承継)

第25条 特定公共賃貸住宅の入居者が死亡し、又はその同居者を残して退去した場合において、当該同居者が引き続き当該特定公共賃貸住宅に入居しようとするときは、承継の理由となるべき事実発生後30日以内に規則で定めるところにより市長の承認を受けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。